

# 参考資料

# DPC対象病院の合併等に係る取り扱いについて

診調組 入-2  
5.10.12

- DPC制度においては、「DPC制度への参加等の手続きについて」(令和4年3月25日付け保医発0325第4号。以下「DPC制度参加通知」という。)に基づき、DPC対象病院の合併、分割、病床数変更及び退出の場合について、制度の安定的な運用の観点から、一定の手続を定めている。
- また、機能評価係数の具体的な取り扱いについては、平成30年3月の中医協総会において以下のとおり整理しており、分割及び病床数変更の場合については、分割及び病床数変更後の診療内容が明らかでないため、DPC制度継続参加の可否について中医協での審査を行うこととしている。

## <複数のDPC対象病院が合併する場合>

係数	対応
基礎係数	合併前の主たる病院が所属した医療機関群の基礎係数を適用
機能評価係数Ⅱ	合併前の病院の機能評価係数Ⅱの加重平均値(症例数ベース)を適用
激変緩和係数	合併前の病院の激変緩和係数の加重平均値(症例数ベース)を適用

※機能評価係数Ⅰは、合併後の病院が満たす施設基準に応じて適用

### ○審査の必要性

データに基づき合併後の診療内容を近似的に算出できるため、DPC対象病院同士の合併については、**中医協の審査は不要**

## <DPC対象病院が分割する場合／DPC対象病床が一定以上増減(※)する場合>

係数	対応
基礎係数	全てのDPC対象病院にDPC標準病院群の基礎係数を適用 ／病床数増減前の病院の医療機関群の基礎係数を適用
機能評価係数Ⅱ	分割前／病床数増減前の病院の機能評価係数Ⅱを適用
激変緩和係数	分割前／病床数増減前の病院の激変緩和係数を適用

※機能評価係数Ⅰは、分割後／病床数増減後の病院が満たす施設基準に応じて適用

### ○審査の必要性

その後の診療内容が明らかではないため、**中医協の審査が必要**

※ 変更年度の前年度10月1日時点における対象病床数を基準として

- ・合計200床以上の増減があった場合
- ・2倍以上又は2分の1以下となる場合

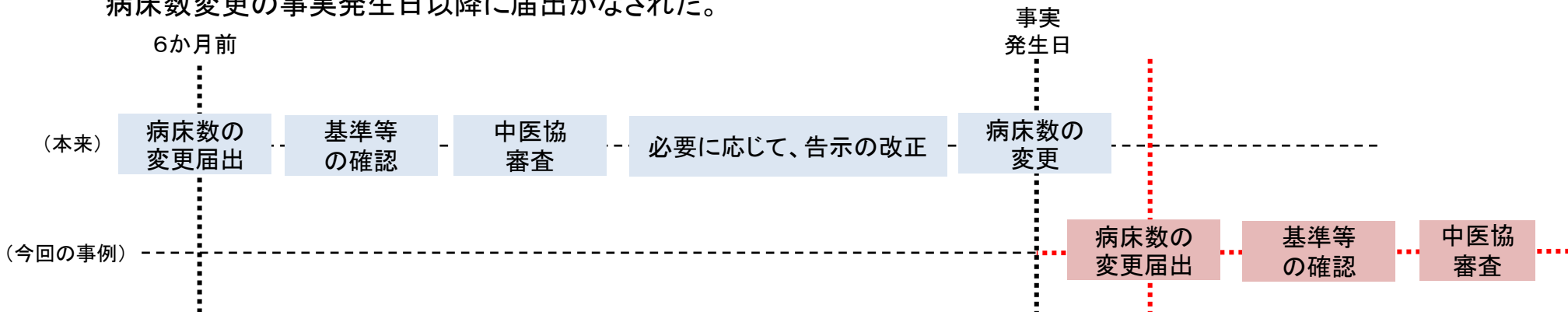
# DPC対象病院の合併等に係る具体的な手続きについて①

- DPC対象病院に合併等の予定があり、変更後もDPC制度への継続参加を希望している場合については、DPC対象病院の要件の確認や機能評価係数の再設定等のため一定の審査期間を要することから、変更予定の6か月前までに、厚生労働省保険局医療課に申請書の提出をすることとしている。
- 令和5年5月の中医協総会において、医療機関からの病床数変更に係る申請手続きについて遺漏が発生(※)したことから、その取扱いについて、入院・外来医療等の調査・評価分科会で検討を求めることとされた。

(令和5年5月10日 中央社会保険医療協議会 総-9 抜粋)

- 本来であれば病床数変更の6ヶ月前に申請が必要であるが、その手続きに遺漏を認めたことから、
  - ・ 審査対象となる場合についての事務処理フローの見直し及び周知を図ること
  - ・ DPC対象病院の病床数変更等の手続きに遺漏があった場合の取扱いについて、入院・外来医療等の調査・評価分科会で検討を求めることについて、今後対応することとされた。

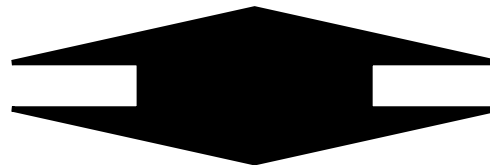
(※) 今回の申請手続きの遺漏の概要  
病床数変更の事実発生日以降に届出がなされた。



- 今般のDPC制度に係る手続き遺漏の背景として、入院料に係る施設基準等の通常の診療報酬上の手続きとの差異があると考えられる。
- 手続き遺漏の背景を踏まえ、DPC対象病院の合併等に係る今後の取り扱いについて、以下の観点からどのように考えるか。
  - ・ 適切な手続きを促すための対応(事前の対応)
    - DPC制度に係るルール周知
    - 事務手続きの合理化について
  - ・ 手続き遺漏があった場合の取り扱い(事後の対応)
    - DPC制度への継続参加の可否について
    - 医療機関別係数等での評価について

## 【施設基準等に係る手続き】

- ・ 合併等に伴う届出病床数の変更や病床種別の変更等については、都道府県の許認可を得た上で、入院料に係る施設基準等について地方厚生局等に届出を行う。



## 【DPC制度に係る手続き】

- ・ 合併等の予定がある場合、6ヶ月前までに厚生労働省保険局医療課長に申請を行い、必要に応じて中医協において審査を行う。